

資料 1

平成 3 1 年度京都市国民健康保険事業（案）について

< 目 次 >

頁

1	平成29年度決算における累積黒字の有効活用及び使途の見える化	1
2	平成31年度京都市国保事業（案）について	
(1)	歳入不足の主な要因	1
(2)	平成31年度保険料について.....	2
3	京都市国保を取り巻く状況	4
4	平成31年度財政状況	5
5	平成31年度における制度改正	6

1 平成29年度決算における累積黒字の有効活用及び使途の見える化

平成29年度決算の黒字については、これまでの予算編成において、収支状況に赤字や黒字が見込まれる場合、その半分を保険料の上げ下げで、残り半分を一般会計繰入金増の増減により対応してきた経過を踏まえ、実質的な黒字37.2億円のうち、2分の1は医療費の増加に伴い保険料の引上げを行わざるを得ない場合に備えて、国民健康保険事業基金に積み立てるとともに、残りの2分の1は、一般会計において財政調整基金に積み立てることとした（別紙参照）。

2 平成31年度京都市国保事業（案）について

高齢化の進展や医療の高度化により医療費は増加傾向にあり、財政運営の責任主体である京都府に納める一人あたりの納付金は増加傾向にある。本来であれば、その増加に応じて保険料率を引き上げる必要がある。

平成31年度当初予算の算定に当たっては、京都府から示された納付金に基づき収支計算を行い、更なる事務費等の削減に努めたものの、結果として、**37.2億円の歳入不足**となった。

(1) 歳入不足の主な要因

ア 納付金の増（約22億円）

平成31年度納付金が増加した主な要因は、1人あたり医療費が増加していることと、平成29年度に交付された前期高齢者交付金について、実績に基づき金額が確定した結果、前期高齢者の加入割合の高い国民健康保険側に多額の超過交付であったことが判明し、精算額が多額に上ったためである。

京都市における前期高齢者交付金							(単位：億円)
	②5	②6	②7	②8	②9	③0	③1見込
概算額	355	377	395	398	417	398	385
精算額	10	△2	0	△1	9	△2	△24

※前期高齢者交付金

前期高齢者（65～74歳）の加入割合に応じて財政調整目的で交付されるもの。加入割合の低い保険者（主に被用者保険）が納めた納付金が、加入割合の高い保険者（主に国保）に交付される。

29年度の概算額については、27年度の前期高齢者給付費の実績に国が示す予想伸び率を掛けて積算されたが、27年度における高額薬剤の保険適用等による医療費の急増を受けて、予想伸び率が高く設定されて超過交付となっており、この精算が31年度に実施される。

イ 被保険者数の減少による保険料収入の減（約１４億円）

被保険者数は、少子高齢化に伴う人口減や後期高齢者医療制度への移行、短時間労働者への被用者保険の適用拡大（２８年１０月～）等による被用者保険への移行等により減少傾向が続いている。

項 目	30年度予算	31年度予算	増△減
一 般 被 保 険 者 数	319,000人	304,000人	△15,000人（△4.70％）
一 般 世 帯 数	211,000世帯	206,000世帯	△5,000世帯（△2.37％）

保険料収入等の減

（単位：千円）

	30年度	31年度	増減
保険料収入の減	25,818,700	24,658,700	△ 1,160,000
基盤安定繰入金の減	9,227,000	8,956,000	△ 271,000
計	35,045,700	33,614,700	△ 1,431,000

(2) 平成３１年度保険料について

ア 保険料算定の考え方

３７．２億円の歳入不足については、これまでの予算編成過程の中で、歳入不足及び歳入超過が生じた場合、その２分の１を保険料の上げ下げで、残りを財政支援繰入金の増減で対応してきた経過を踏まえ、歳入不足額の２分の１の保険料引上げ分には、２９年度決算の累積黒字を使って積み立てた国民健康保険事業基金を全額取り崩して充当し、残り２分の１は財政支援分の一般会計繰入金の増額（増額分は29年度決算黒字の財政調整基金積立額と同額）により対応することとした。

基金の活用と一般会計繰入金の増額により、保険料の引上げを回避して、保険料率の据置で収支均衡が可能となった。

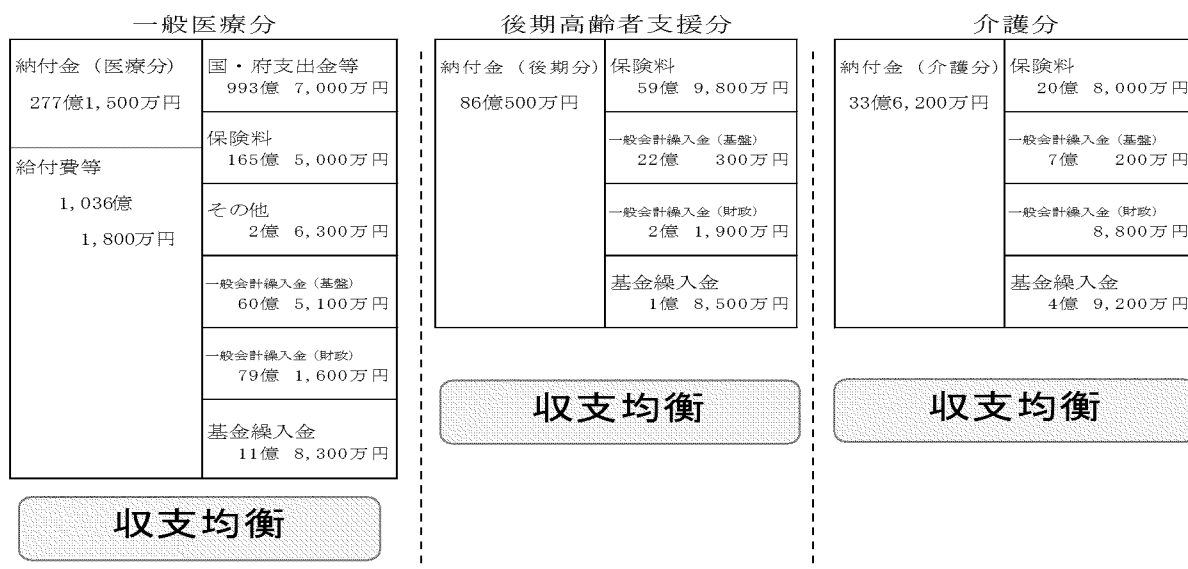


保険料率を据え置くことにより、所得が前年と同額ならば保険料も同額になるといったわかりやすい保険料の設定が可能となる。

ただし、制度改正により、保険料軽減拡充の影響を受ける世帯は負担が減少することとなる。

一方で、負担能力に応じた負担を一層促進するとともに、中間所得者層の負担軽減を図るため、保険料の最高限度額を医療分で３万円引き上げることとしていくことから、所得の高い世帯については、負担が増加することとなる。

【収支イメージ図】



イ 保険料率・1人当たり保険料の状況

		保険料率			1人当たり保険料		
		30年度	31年度	増△減	30年度	31年度	増△減
医療分	均等割	24,360円	24,360円	（据置き）	54,988円	55,284円	+296円 （+ 0.54%）
	平等割	16,490円	16,490円	（据置き）			
	所得割	7.56	7.56	（据置き）			
後期分	均等割	8,870円	8,870円	（据置き）	19,966円	20,095円	+129円 （+ 0.65%）
	平等割	6,000円	6,000円	（据置き）			
	所得割	2.83	2.83	（据置き）			
介護分	均等割	9,410円	9,410円	（据置き）	21,412円	21,466円	+54円 （+ 0.25%）
	平等割	4,750円	4,750円	（据置き）			
	所得割	2.53	2.53	（据置き）			
医療分＋後期分					74,954円	75,379円	+425円
医療分＋後期分＋介護分					96,366円	96,845円	+479円

ウ 1人当たり保険料の推移（予算ベース）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保険料率	保険料率 据置き	保険料率 据置き	保険料率 引下げ	保険料率 据置き	保険料率 据置き	1人当たり 保険料引下げ	保険料率 据置き
医療分	60,999円	60,469円	58,953円	58,830円	58,864円	54,988円	55,284円
後期分	19,004円	19,093円	18,614円	18,581円	18,592円	19,966円	20,095円
介護分	21,418円	21,419円	20,882円	21,008円	21,033円	21,412円	21,466円
医＋後＋介	101,421円	100,981円	98,449円	98,419円	98,489円	96,366円	96,845円
対前年度比	△753円	△440円	△2,532円	△30円	+70円	△2,123円	+479円

エ 一般会計繰入金の比較

	30年度	31年度	増△減
基盤安定分	9,227百万円	8,956百万円	△271百万円 ※
財政支援分	6,237百万円	8,097百万円	+1,860百万円
システム改修分	268百万円	126百万円	△142百万円
合計	15,732百万円	17,179百万円	+1,447百万円

※ 被保険者の所得状況に応じて法定の保険料軽減を行った場合、その減収分は一般会計繰入金から補填することとされている。31年度は、法定軽減の拡充により保険料軽減適用率が増加する一方で、被保険者数が減少傾向にあることから、軽減額も縮小し、補填のための基盤安定分の繰入金も減額見込となっている。

3 京都市国保を取り巻く状況

国保制度については、近年、医療費の増加や低所得者の加入割合の増加等により、国保保険者（市町村）の財政基盤が脆弱化し不安定な財政運営となっていた。

将来にわたり安定的な財政運営等を確保するため、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となる等、国保制度の仕組みが変更された（国民健康保険制度の都道府県単位化）。



- 平成30年度からの都道府県単位化により、財政運営の安定化が一定、図られることとなったが、高齢者や低所得者の加入割合が高いという国保の抱える構造的な問題の解決には至っていない。
- 本市においては、多額の一般会計繰入金を確保することにより、被保険者の負担軽減を図っているが、本市の一般会計も非常に厳しい状況にある。
- 将来の医療費の増加に伴う保険料引上げに備え、平成29年度決算の累積黒字を使って積立を行った国民健康保険事業基金についても、平成31年度当初予算編成において、保険料率を据え置くために全額を取り崩して充当する。
- 被保険者数は減少しているが、高齢化の進展や医療の高度化により1人あたり医療費は増加傾向にあることから、今後厳しい財政運営を余儀なくされると言わざるを得ず、現在の保険料水準をいつまでも継続できる状況にはない。
- 本市としては、「健康長寿のまち・京都」の取組と連携して実施している保健事業等により、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化を図ることで被保険者の保険料負担の増加の抑制に努めていく。また、国に対して、更なる財政措置の拡充に加え、国保を含む全ての医療保険制度の一本化など制度の抜本的改革を強く要望していく。

【参考】

○本市における医療費の状況

	平成20年度	平成28年度	平成29年度	増△減（29-28）
前期高齢者（65～74歳） 加 入 割 合	29.9%	38.3%	38.9%	+0.6pt
一 般 総 医 療 費	99,267百万円	118,457百万円	117,002百万円	△1,455百万円 （△1.2%）
一般1人当たり医療費	281,674円	355,425円	364,364円	8,939円 （+2.52%）

○本市における保険料軽減適用率

	平成20年度	平成28年度	平成29年度	増△減（29-28）
軽 減 適 用 率	60.3%	78.9%	79.4%	+0.5pt

4 平成31年度財政状況

(単位:千円)

項 目			30予算額(A)	31年度財政 見込額(B)	増△減 (B - A)	備 考
一般医療分	歳入	保険料	17,239,000	16,550,000	△ 689,000	被保険者数の減等 給付費の減に伴う減 財政支援分の増等 国民健康保険事業基金の繰入
		国庫支出金	1,305	2,822	1,517	
		府支出金	101,887,544	99,367,672	△ 2,519,872	
		一般会計繰入金	12,381,518	13,966,997	1,585,479	
		基金繰入金	0	1,183,000	1,183,000	
		その他	263,633	262,509	△ 1,124	
	小計		131,773,000	131,333,000	△ 440,000	
	歳出	給付費	101,240,000	98,606,000	△ 2,634,000	被保険者数減少による減 京都府から提示された納付金の増
		納付金	25,605,000	27,715,000	2,110,000	
		保健事業費	1,119,999	1,129,567	9,568	
その他		3,808,001	3,882,433	74,432		
小計		131,773,000	131,333,000	△ 440,000		
差引過△不足額		0	0	0		
後期高齢者支援分	歳入	保険料	6,220,000	5,998,000	△ 222,000	被保険者数の減等 国民健康保険事業基金の繰入
		一般会計繰入金	2,511,000	2,422,000	△ 89,000	
		基金繰入金	0	185,000	185,000	
	小計		8,731,000	8,605,000	△ 126,000	
	歳出	納付金	8,731,000	8,605,000	△ 126,000	京都府から提示された納付金の減
		小計	8,731,000	8,605,000	△ 126,000	
差引過△不足額		0	0	0		
介護分	歳入	保険料	2,207,000	2,080,000	△ 127,000	被保険者数の減等 国民健康保険事業基金の繰入
		一般会計繰入金	839,000	790,000	△ 49,000	
		基金繰入金	0	492,000	492,000	
	小計		3,046,000	3,362,000	316,000	
	歳出	納付金	3,046,000	3,362,000	316,000	京都府から提示された納付金の増
		小計	3,046,000	3,362,000	316,000	
差引過△不足額		0	0	0		
退職者医療分	歳入	保険料	152,700	30,700	△ 122,000	被保険者数の減等 医療費の減に伴う減
		府支出金	865,800	482,200	△ 383,600	
		その他	11,500	6,100	△ 5,400	
	小計		1,030,000	519,000	△ 511,000	
	歳出	給付費	875,000	487,000	△ 388,000	被保険者数減少による減 京都府から提示された納付金の減
		納付金	153,000	31,000	△ 122,000	
		その他	2,000	1,000	△ 1,000	
	小計		1,030,000	519,000	△ 511,000	
差引過△不足額		0	0	0		
歳入合計 (A)		144,580,000	143,819,000	△ 761,000		
歳出合計 (B)		144,580,000	143,819,000	△ 761,000		

5 平成31年度における制度改正（保険料関連）

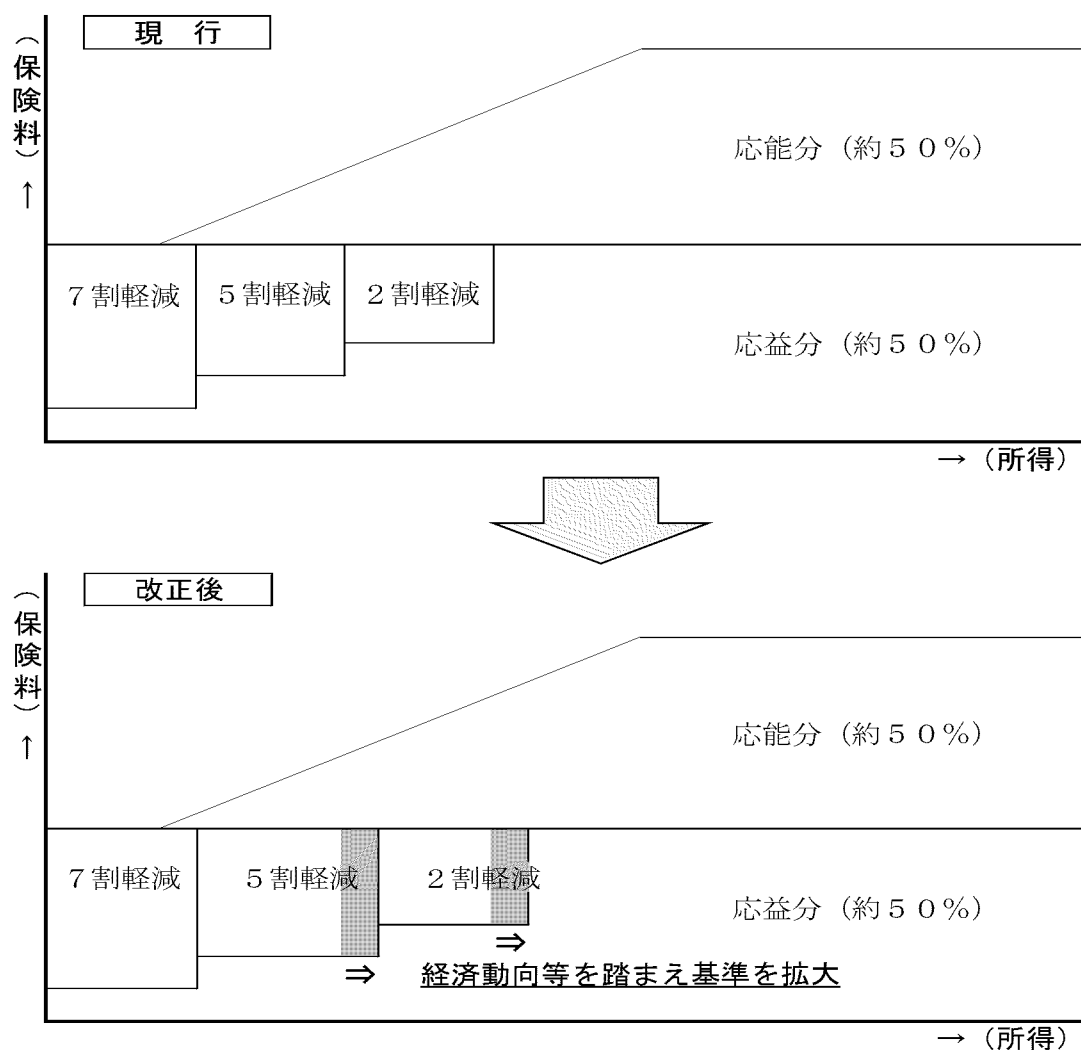
(1) 最高限度額の改定【諮問事項】（資料2を用いて説明。）

(2) 保険料軽減措置の対象世帯の判定に係る所得基準額の改定

保険料軽減措置について，経済動向等を踏まえ，5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の判定を行う所得基準額の引き上げを行う。

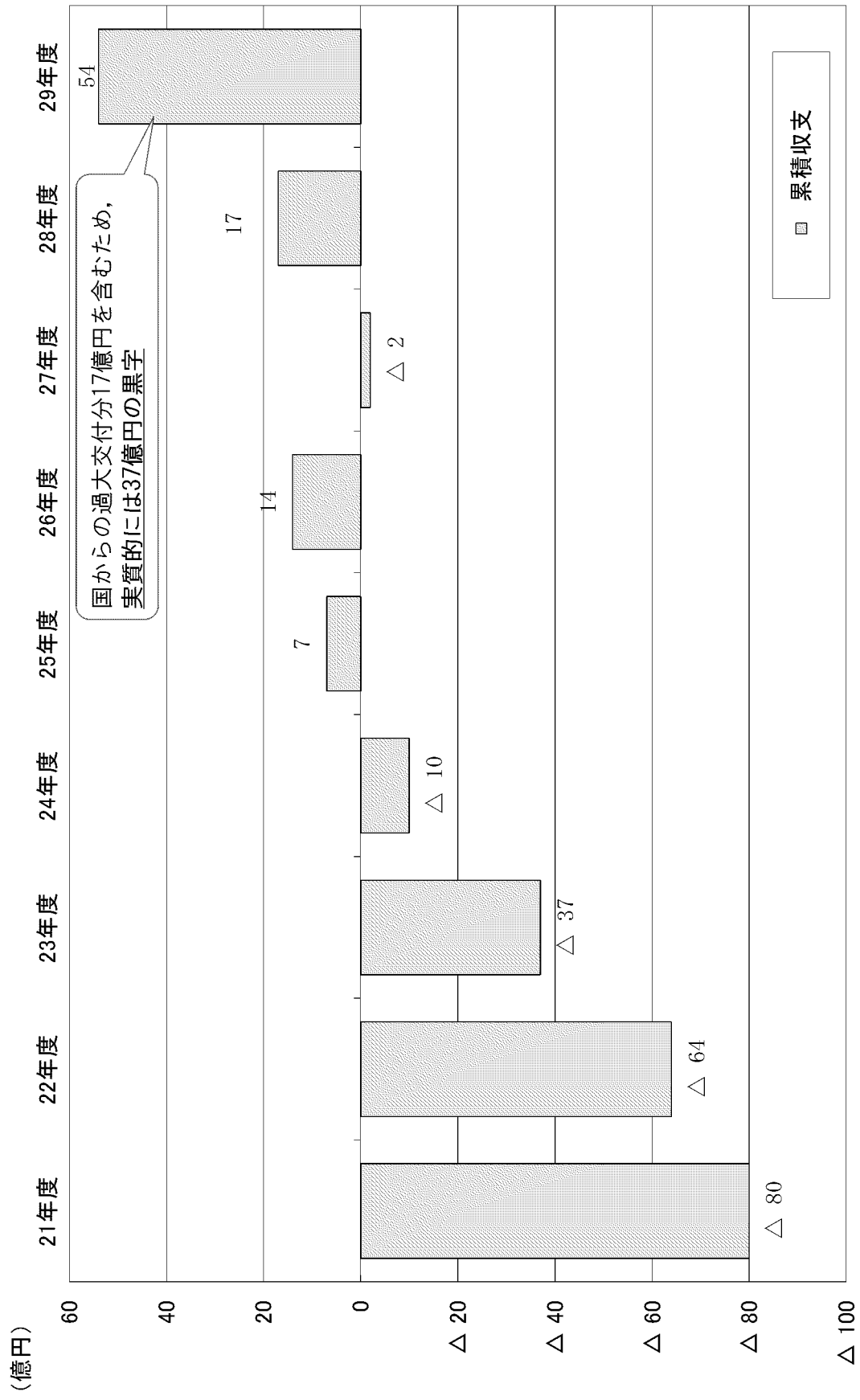
軽減区分	現行の軽減判定（基準）所得	改正後の軽減判定（基準）所得
7割軽減	33万円	33万円（変更なし）
5割軽減	33万円＋（ <u>27万5千円</u> ×被保険者数）	33万円＋（ 28万円 ×被保険者数）
2割軽減	33万円＋（ <u>50万円</u> ×被保険者数）	33万円＋（ 51万円 ×被保険者数）

[保険料軽減拡充に係るイメージ図]



京都市国民健康保険事業特別会計収支の推移

(別紙)



平成29年度決算における累積黒字の見える化

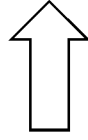
- 平成30年4月から国民健康保険（以下「国保」）の都道府県単位化が実施されたが、高齢者や低所得者の加入割合が高いという国保が持つ構造的な課題は依然として残っており、今後も高齢化の進展による医療費の増加等により厳しい財政運営が続くものと考えられる。
 - 平成29年度末における累積黒字54億円（実質的な黒字37億2千万円）は、今後の財政運営において貴重な財源となることから、この黒字を「有効活用」し、かつその「使途の見える化」をすることが重要である。
 - このため、実質的な黒字37億2千万円については、将来、医療費の増加に伴い、保険料の引上げを行わざるを得ない場合に備え、国民健康保険事業基金（※1）へ積立を行うとともに、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、これまで多額の一般会計繰入金を投入してきたことから、財政状況が厳しい一般会計に対しても還元を行う（財政調整基金（※2）への積立）。
 - 各基金への積立額については、これまで予算編成において、収支状況に赤字や黒字が見込まれる場合において、その半分以上を保険料の上げ下げ、残り半分以上を一般会計繰入金金の増減により対応してきた経過を踏まえ、実質的な黒字37億2千万円のうち、半分の18億6千万円を国民健康保険事業基金へ、残り18億6千万円を財政調整基金に積み立てる。
- ※1 国民健康保険事業基金：平成6年度に国保事業の健全な運営に必要な財源に充てるため設置。平成20年度に国保において特定健康診査・保健指導を実施する際の財源に全額取り崩して以降、残高が0円となっている。
- ※2 財政調整基金：地方自治体が、財源に余裕のある年度に積み立てておき、災害等やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用するための基金。

【平成29年度決算】

平成29年度末 累積黒字 54 億円

実質的な黒字 37.2億円	過大交付分 16.8億円 (30年度中に返還予定)

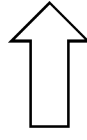
1 / 2



【平成30年11月市会】

国民健康保険事業基金への積立（18億6千万円）
⇒ 将来の医療費の増加による保険料負担抑制など
国保財政の健全な運営に活用。

1 / 2



財政調整基金への積立（18億6千万円）
⇒ 大阪府北部地震、台風21号など相次ぐ大規模な自然災害への対応等一般会計の施策のための財源として活用。

上記の取扱いについては、京都市の11月補正予算に計上し、市会の審議を経て承認をいただいたうえで実施。

平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

平成30年度の国民健康保険事業については、被保険者数の減少により保険料収入が大幅に減少する見込となっている。

この減収分を補填するため、都道府県単位化に当たり京都府に設置された京都府国民健康保険財政安定化基金から11億2,500万円の貸付（無利子）を受ける。

なお、この取扱いについては、京都市の2月補正予算に計上し、市会の審議を経て承認をいただいたうえで実施する。

1 平成30年度の保険料収入について

平成30年度の保険料収入については、被保険者数の見込減により、11億2,500万円の減収となる見込である。

被保険者数の減少

(単位：人)

		平成30年度 予算(a)	平成30年度 見込(b)	(c)=(b-a)
医療分	一般	319,000	307,000	△ 12,000
	退職	2,000	1,000	△ 1,000
後期分	一般	104,000	98,000	△ 6,000
	退職	2,000	1,000	△ 1,000

保険料収入の減収

		被保険者 減少数(人)(c)	一人あたり 保険料(円)(d)	減収額(千円) (e)=(c)×(d)
医療分	一般	△ 12,000	54,988	△ 660,000
	退職	△ 1,000	54,370	△ 55,000
後期分	一般	△ 12,000	19,966	△ 240,000
	退職	△ 1,000	18,825	△ 19,000
介護分	一般	△ 6,000	21,412	△ 129,000
	退職	△ 1,000	21,412	△ 22,000
計				△ 1,125,000

2 京都府国民健康保険財政安定化基金の活用

上記の減収分を補填するため、国民健康保険の都道府県単位化に当たり京都府に設置された「京都府国民健康保険財政安定化基金」から貸付を受ける。

当該貸付金については、無利子で、翌々年度（平成32年度）から3年間で償還することになる。なお、貸付不用額が生じた場合は、翌年度（平成31年度）に返還する。